

新潟市告示第741号

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市江南区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員(m)	延長(m)
市道	亀田1-468号線	新潟市江南区亀田早通字柳田3084番4地先から 新潟市江南区亀田早通字柳田3071番2地先まで	前	4.3~6.6	406.7
			後	11.0~16.8	405.9
市道	亀田1-480号線	新潟市江南区亀田早通字柳田3177番4地先から 新潟市江南区亀田早通字柳田3071番2地先まで	前	23.6~28.1	320.8
			後	30.0~33.0	320.8